

平成23年3月28日

国立病院機構本部  
企画経営部指導課

独立行政法人国立病院機構物品調達業務民間競争入札実施要項及び入札説明書に対する質問事項

項目	質問	回答
配送料について	入札実施要項2(3)②イ。「1回あたりの発注金額が¥1,500(税込)に満たない配送料」とあります。弊社の配送料規定は「1回あたりの発注金額が¥1,500(税抜)」にて配送料の課金有無を判別いたします。この配送料規定は貴機構にてご了解頂ける規定でしょうか。	実施要項に記載しているとおり、1回の発注金額が1,500円(税込)を基準といたします。
調達実績等の報告について	入札実施要項2(3)⑤。貴機構で必要とされるデータは弊社運営のWebカタログ画面からダウンロードが可能です。貴機構ご要望の任意の形式に集計いただく事を各病院様側にお問い合わせすることは可能でしょうか。	各病院への報告においては、Webカタログからのダウンロードによる方法も可能としますが、実施要項に記載している調達実績(発注日、納品日、調達した商品名、商品毎の購入数量、購入金額、グリーン調達実績、1,500円(税込)未満の配送数、返品状況)を含んだ事項等を提案書において、提案してください。
再委託について	入札実施要項8(3)⑧ロ(及び5(2)②b))。再委託業務の捉え方及び再委託金額の算出方法についてご指導頂きたく存じます。各病院様へ商品をお届けするにあたり外部の配送会社を使う事は、業務の再委託に該当いたしますか?。弊社業務の実態として、一部の地域に対しては外部の配送会社を使い商品をお届けしております。各病院様へ商品をお届けする手段として弊社に配送業務が発生いたします。しかし、各病院様と締結する主業務は商品の売買です。「配送業務」自体を請け負う事ではございません。よって、弊社が外部会社を使い配送業務を行っても業務の再委託には当たらないのではないかと、この見方もございます。また、配送業務において弊社経費としての内部的数字は存在いたしますが、貴機構との契約では、商品の単価契約となっております。よって、該当項目の内容理解及び金額算出の方法に困惑しております。何卒ご指導頂きたくよろしくお願い致します。	本業務においては、単に商品を購入するだけでなく、商品を遅滞なく配送すること等をサービスの質とし設定していることから、配送業務を宅配業者等が行う場合には、再委託に該当いたします。再委託割合については、入札金額(品目リストIの金額)に占める再委託額(宅配業者等に支払う金額)の割合(約〇〇%)を記載してください。